

生活保護自立支援強化プロジェクトチームの主な取り組み状況

- ・本市の生活保護受給者は、増加傾向にあり、財政逼迫の大きな要因となっています。
このため、市全体で共通の課題認識をもち、適切な業務体制の確保、自立支援の推進、不正受給や不正請求などの課題に対して全庁で横断的に取り組んでいく必要があり、平成22年5月に市長を委員長として「生活保護自立支援強化プロジェクトチーム」を立ち上げました。
- ・生活保護行政の適正実施や自立推進に向けた具体的な対策について、プロジェクトチームの検討結果に基づき、各種支援策を実施しています。主な取り組み状況は次のとおりです。

【参考】

令和7年3月現在の状況 保護世帯：17,754世帯 保護人員：21,227人 保護率：21.6%

※%（パーミルは1,000分の1）

生活保護自立支援強化 プロジェクトチーム

自立推進に向けた取り組み

1

就労支援の
強化

2

その他の
支援

3

他機関との
連携による
自立支援強化

保護の適正実施に向けた取り組み

4

不正受給防止
への取り組み

5

実施体制の強化

Ⅰ．就労支援の強化

被保護者就労支援事業（平成２２年１０月～）

＜対象者＞就労意欲はあるが求職活動が長期化し、就労に結びつかない者

- ・就労支援等のノウハウを持つ民間業者に委託し、雇用先の開拓やセミナーの実施、就職及び就労継続に向けた支援を実施
- ・就労後の定着支援を強化するため、平成２４年度から、就労定着期間や就労者数の実績に応じて、委託料の減額措置及びインセンティブ制度を導入
- ・キャリアコンサルタント等、就労支援等のノウハウを持つ就労支援員を配置（令和２年度以降 １８人）

＜事業内容＞

（１）就労支援

⇒ 各区配置の就労支援員が対象者との面接、キャリアカウンセリングを実施
履歴書作成、面接指導等を行い、就職に向けた支援を実施

（２）雇用開拓

⇒ 雇用開拓員が会社訪問等を通じ、地域の雇用を開拓し就労支援員、対象者に提供

（３）セミナーの実施

⇒ 就労意欲の喚起を目的に各区保健福祉センターで就労支援セミナーを実施

＜令和６年度実績＞※カッコ内は令和５年度

●支援者数	2,646人(3,369人)
●就労者数	890人(908人)
※うち保護廃止（自立）	84世帯(105世帯)
●雇用先開拓数	9,835社(8,664社)
●就労支援セミナー開催数	43回(47回)
●セミナー参加者数	321人(330人)



事業実施による保護費削減額
（令和６年度）
⇒約１億４，３５０万円

2. その他の支援

(1) 被保護者就労準備支援事業 (平成23年5月～)

- 対象者に対し、農作業・企業での就労体験、ごみ拾いや清掃等のボランティア活動への社会体験を行うことにより、就労意欲の喚起につなげる。
- 対象者 就職活動が長期化する中で、働くことへの意欲を失う等、直ちに働くことが難しい生活保護受給者等

<令和6年度実績> ※カッコ内は令和5年度
●参加人数 137人(161人)

【就労体験・ボランティア活動の主な派遣先】

- ・海外に援助物資として送られる古着の仕分け作業
- ・介護施設で入居者のお世話
- ・障害者施設での畑作業手伝い
- ・千葉市農政センターでの除草・収穫作業
- ・店舗清掃・品だしの手伝い
- ・農家手伝い

(2) 生活保護世帯等学習・生活支援事業 (平成23年6月～)

- 高校進学に必要な基礎学力の向上や進路に関する様々な相談に応じ高校進学への支援等を行う。
- 対象者 ※カッコ内は令和5年度
<生活保護世帯の中学3年生>
・対象者数 113人(101人)
<生活保護世帯の中学2年生>
・対象者数 109人(112人)



<令和6年度実績> ※カッコ内は令和5年度
各区保健福祉センター等で週2回、土曜日会場（中央区・稲毛区）で週1回開催

- 実施回数 860回(860回)
- 延べ参加人数 13,010人(13,500人)
- 参加者 55人(53人)
- ※うち中学3年生 30人(26人)
- 高校等進学者 24人(22人)
- ※うち全日制高校 18人(19人)
- 参加申込者の高校等進学率 80.0%(84.6%)
- ※うち全日制高校 60.0%(73.1%)
- 生活保護世帯の中学校卒業生 105人(91人)
- ※うち高校進学者及び進学率 92人・87.6%
(73人・80.2%)

3. 他機関との連携による自立支援強化

千葉市自立・就労サポートセンターの設置（平成24年7月～）

＜対象者＞生活保護・住居確保給付金・児童扶養手当の各受給者及び生活困窮者等

- ・国（千葉労働局・ハローワークちば・ハローワーク千葉南）との協働により、平成24年7月、中央保健福祉センター内に生活困窮者専用の就労相談窓口を設置することで、ハローワークと同等のサービス（雇用保険に関する諸手続きを除く）を提供
- ・平成25年度より、生活保護申請・相談中の者を支援対象として追加
- ・さらなる就労支援強化のため、平成25年12月には同窓口を花見川・若葉保健福祉センター内に、平成27年12月には、稲毛区役所内にも増設し、市内計4か所に設置。

＜事業内容＞

- (1) 求人検索端末による求人検索
 - (2) ハローワーク職員（就職支援ナビゲーター）2～3名による職業相談・紹介
- ※設置区における生活保護受給者等就労自立促進事業の窓口としても利用

＜令和6年度実績＞（4区合計）カッコ内は令和5年度

- 相談者数 5,926人（6,180人）
- 支援者数 946人（953人）
- 就労者数 665人（665人）



【自立・就労サポートセンター中央】



【自立・就労サポートセンター花見川】



【自立・就労サポートセンター稲毛】



【自立・就労サポートセンター若葉】

4. 不正受給防止への取り組み

不正受給に関する状況把握や、職員及び被保護者に対する周知を徹底し、被保護者による不正受給を未然に防止する。

(1) 不正受給事案の詳細な分析及び対策集の作成・配布（平成25年度～）

- 平成24年度以降の不正受給事案の詳細情報を収集し、多面的な分析を実施
 - ・ 分析結果を各区と情報共有
 - ・ 分析に基づき対策集を作成し、各区に配布することで、周知徹底を図る（例：高校生向けパンフレット作成等）

(2) 不正受給防止パンフレット（生活保護で守っていただきたいこと）の作成・配布（平成23年度～）

- 収入の申告義務について広く、分かりやすく周知
 - ・ 平成23年6月から新規申請者に配布
 - ・ 外国語版（英語、中国語、韓国語）を作成し、外国籍の申請者にも配布

(3) 不正受給防止マニュアルの改訂（平成26年2月）

- 不正受給の未然防止及び早期発見の対策について内容を充実
 - ・ 収入申告及び課税調査の徹底
 - ・ 年金、手当等の受給確認の徹底
 - ・ 年金等調査事業の活用
 - ・ 告訴を検討する際の留意事項の明示

(4) 不正受給対策事例集の作成・配布（平成27年2月）

- 市内で起こった不正受給事例のうち、今後の不正受給対策として参考となるものを対策別に分類して紹介
 - ・ 事例毎に具体的対策を示し、情報の共有化、更なる未然防止の推進を図る

(5) 債権管理マニュアルの策定（平成23年3月）

- 生活保護法第63条（費用返還義務）及び同法第78条（費用徴収）等の債権管理を強化
 - ・ 催告強化月間を設定し、納付指導を強化
 - ・ 相続人や本人の居所等の追跡調査の徹底

5. 実施体制の強化

被保護者の増加に対して、ケースワーカーの負担軽減のため、専門知識等を有する非常勤嘱託職員を配置し、実施体制を強化する。

(1) 医療扶助相談・指導員の配置（平成24年度～）

生活保護受給者に対し、後発医薬品の利用促進を図るため、医療扶助相談・指導員を配置（平成28年度からは新たに健康管理支援を行う医療扶助相談・指導員を配置）。令和2年度からは2人増員し、計13人となり、「中央区・若葉区」に各3人（うち健康管理支援業務担当各1人）、「花見川区・稲毛区」に各2人、「緑区・美浜区」に3人配置（一部兼任）し、後発医薬品の利用促進については、生活保護受給者に説明し、理解を求めるとともに、医療機関・薬局と連携・協力し、医療扶助の適正を図るほか、健康管理支援については、糖尿病の重症化予防のため医療機関と連携し、生活保護受給者の支援を行う。

(2) 年金等調査専門員の配置（平成24年度～）

年金受給未申告等による不正受給を未然に防止するため、調査専門員を中央区、若葉区に各1人、「稲毛区・緑区」「花見川区・美浜区」に各1人配置。平成25年度からは、4人から8人に増員（中央区、若葉区に各2人、他区に各1人）し、生活保護受給者の年金加入期間や受給権を調査するとともに、年金に関する相談及び手続きの支援を行い、保護の適正化を図る。

(3) 収入資産状況調査員の配置（平成23年度～）

資産・戸籍調査、扶養照会等の事務補助を行うため、調査員を中央区、若葉区に各2人、他区に各1人配置。平成25年度からは、8人から16人に増員（中央区、若葉区に各4人、他区に各2人）し、年金等調査専門員との連携を図る。

(4) 特別指導員の配置（平成22年度～）

暴力団等のケース対応のため、特別指導員（警察OB）1人を配置。平成23年度には1人増員し、1人を中央区に常駐、他区については必要に応じて巡回相談。平成26年度からは2人増員、平成27年度からは1人増員し計5人とし、中央区、若葉区に各2人を常駐、令和4年度から稲毛区に1人を常駐、他区についてはもう1人が定期的に巡回相談。

(5) 徴収嘱託員の配置（令和元年度～）

適正な債権管理のため、徴収嘱託員を中央区、花見川区に各1人配置。令和2年度からは若葉区に1人、令和5年度からは稲毛区に1人、令和6年度からは緑区と美浜区の2区で1人配置。令和7年度からは中央区に1人増員配置し計6人とし、行方不明者の所在地調査や相続人調査などを行うとともに、催告等の事務を行い、債権管理の適正化を図る。